



会 社 名 株式会社ビューティ花壇

(コード番号:3041 東証二部)

本社所在地 熊本県熊本市南区流通団地 1-46

代 表 者 代表取締役社長 三島 美佐夫 問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 田口 絹子

TEL (096) 370-0004 (代表)

当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社で不動産管理事業を行う株式会社ビイケイエステート(以下、「ビイケイエステート」という。)は、発電事業等を行う株式会社ベルネット(以下、「ベルネット社」という。)及び太陽光発電システムの販売・保守事業等を行う株式会社エネシェア(以下、「エネシェア社」という。)に対し、平成29年3月3日付で太陽光発電事業のための土地売買契約等に関連して顧客紹介料の支払いを求める訴訟を熊本地方裁判所に提起し、現在係争中ですが、今般ベルネット社より当該訴訟に関連する別の訴訟が平成29年10月10日付で熊本地方裁判所に提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日
- (1)提起された裁判所 熊本地方裁判所
- (2) 当該訴訟が提起された年月日平成29年10月10日(訴状送達日10月18日)
- 2. 当該訴訟を提起した者
- (1) 原告の名称 株式会社ベルネット
- (2) 本店所在地 熊本県熊本市南区馬渡一丁目2番30号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 井上 寿男
- 当該訴訟を提起された者
 株式会社ビイケイエステート
 合同会社ビイケイエナジー
- 4. 当該訴訟の内容

当社連結子会社であるビイケイエステートは、エネシェア社及びその連帯保証人であるベルネット社に対し、太陽光パネル設置に関し、ビイケイエステートがエネシェア社に顧客(ベ

ルネット社)を紹介したことに関する顧客紹介料 1,800 万円の支払いを求める訴訟を提起しておりました。これに対して、ベルネット社は、上記訴訟におけるビイケイエステートの主張を争うとともに、ベルネット社が太陽光発電事業を行うための前提となる経済産業大臣の認定(設備 ID)が失効したこと(後述)により、ベルネット社がビイケイエステートから買い受けた土地において太陽光発電事業を行うことが事実上不能となったとし、当該土地に関するビイケイエステートとの間の土地売買契約の無効又は解除を主張し、ビイケイエステートに対して、同契約に基づいて支払われた金 1,000 万円の返還を求める不当利得返還請求の反訴を提起しております。

さらに、ベルネット社は、同社が平成 29 年 10 月 10 日付で提起したこのたびの訴訟において、ベルネット社が太陽光発電事業を行うため、ビイケイエステートの子会社であり、設備 ID の取得・売買等の事業を行う合同会社ビイケイエナジー(以下、「ビイケイエナジー」という。)からベルネット社に譲渡された上記設備 ID が後に失効したことに関して、同設備 ID に関する譲渡契約の解除を主張するとともに、同設備 ID の失効がビイケイエステート及びビイケイエナジーの不法行為によるものである旨を主張し、ベルネット社が同太陽光発電事業に関して支出したとする太陽光発電設備工事等の費用合計 2 億 4, 252 万 118 円の支払いをビイケイエステート及びビイケイエナジーに対して求めているものです。

5. 今後の見通し

当社、ビイケイエステート及びビイケイエナジーといたしましては、ベルネット社の主張 には理由がないものと認識しており、引き続き当方の正当性を明らかにする所存です。

なお、本件が当社連結業績に与える影響につきまして、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上